

サロン 登美ヶ丘茶論(4)

2020年4月



森友問題で自殺に追い込まれた財務省職員赤木俊夫氏の夫人が再調査を求める電子署名を呼び掛けています。下記URLから署名をお願いします

<http://ching.it/xmWVds6YW4>

◆ 安倍さん、両祖父と大叔父に恥ずかしくないか！

安倍首相の安倍方のお祖父さん安倍寛さんは軍部批判で憲兵に付きまとわれていたが、主張を変えなかった。立派な人であった。戦後間もなく亡くなったのが残念。安倍少年が小学校を卒業するくらいまで生きておられたら、安倍晋三氏も母方の祖父一辺倒にならなかつたらう。その岸信介氏は反動派だろうが、そうそう嘘ばかりついていただけじゃない。結構書物を読んでいたようだ。大叔父の佐藤栄作氏は(兄の信介氏が岸家に養子に入った)、「寛容と忍耐」を掲げ長く総理大臣をつとめたが、近年はその政策が再評価されている。

しかし、安倍晋三氏はどうか、うそ(嘘って漢字は元来はいつわりという意味はなかったのだが)ばかりついて、そのうそがばれそうになると記録を一切切切シュレッダーにかけてしまう。まるで英作家ジョージ・オーウェル(George Orwell)作「1984年」(*)の世界だ。

つい最近では防衛大学卒業式での訓示で、「残念だったのは『憲法違反』とプラカードが掲げられていたことだ」と垂れた。

中東に派遣された自衛艦「たかなみ」が横須賀基地を出港した時に抗議行動で「自衛隊の中東派遣は憲法違反」のプラカードが掲げられたのは事実だが(remember 名古屋高裁判決)、「自衛隊は憲法違反」と言ったのではない。ここでも事実を捻じ曲げて改憲を進める理由にしている。うそばかりだ。大いに反省してほしい。(Mさん)

(* 1949年刊行: 独裁政党的徹底した管理監視統制下に置かれた国の「真理省記録局」に勤める主人公の毎日の仕事は事実の改竄—ユートピアの反対の未来社会ディストピアの凄まじい恐怖世界を描いた作品)

◆ コロナ特措法「緊急事態宣言」から憲法「緊急事態条項」創設へ誘う安倍自民と維新

4月に入ってからコロナ特措法の「緊急事態宣言」を突破口に、「緊急事態における国会機能の確保」を口実にして、何としても「憲法審査会」をこじ開け、9条への自衛隊明記と「緊急事態条項」を含む、アベ改憲4項目の改憲発議に誘導しようとする動きが顕著になって来ました。憲法審を一旦開けば、議長職権で改憲発議を行い、ドサクサ紛れに一気に片づけたい、強行採決したいという、安倍政治のお定まりの党略が透けて見える露骨な動きです。

医療崩壊とこれ以上の爆発的感染を阻止するために止むなく「緊急事態宣言」に賛同した多くの国民の真意の裏をかいて、奸計によってこれを憲法上の「緊急事態条項」に結び付けたいとす黒い勢力がいることを、我々は肝に銘じておかななくてはならないと思います。現に自民党二階派の会合で伊吹元文相は、特措法を「改憲の大きな一つの実験台と考えた方がいい」と彼らの肚の中を明かしています。また、この特措法上の「指定公共機関」NHKに対して首相は「必要な指示をすることができる」、つまり国民の見えない所で放送をコントロールできます。さらに宮下一郎内閣府副大臣は、民間放送にも「法の枠組みとして指定して指示を出せる」と口を滑らせており、戦前の大本営発表を思わせるものです。まして、現政府はこれまで秘密保護法、共謀罪法、戦争法等々に強行採決を重ねてきた前科があります。昨年4月安倍首相の側近中の側近で日本会議連事務局長で現萩生田光一文相が、「憲法審査はワイルドにやれ」「委員長の判断で開催を無理にやることはできる」「しびれが切れちゃった」と言って物議を醸したのは、記憶に新しいところです。(Kさん)



本当は緊急事態安倍政権

ウィルスに使うも一案防衛費

立法権持つるよう言う総理

憲法審査会開催をめぐる3-4月の動き：

4/3 衆院憲法審の新藤義孝与党筆頭幹事（自民）が、山花郁夫野党筆頭幹事（立憲）に、「緊急時における国会機能の確保」をテーマに憲法審の9日開催を求める。野党は7日これを拒否

4/7 衆院議員運営委員会で、遠藤敬国対委員長（維新）が改憲による「緊急事態条項の創設が不可欠」として憲法審の開催を求める八百長質問に対して、安倍首相「憲法審で我が党の枠を超えた活発な議論が展開されることを期待したい」、とエール交換

4/10 自民党本部会合原則自粛のはずが、自民党改憲推進本部会議を敢行し、防衛大山中倫太郎教授を招き、「緊急事態条項」で意見交換。その「緊急事態条項」（2018 自民改憲 4 項目の一）には、選挙ができない場合の国会議員の任期の特例延長と政府への権限集中・私権制限（憲法停止条項）が含まれる。

なお3月には、青森県議会（3/12）、愛媛県議会（3/18）に次いで、**奈良県議会（3/25）**も、憲法審開催を求める「意見書」提出する有り様。自民党改憲推進本部の憲法審での改憲論議推進の意思統一（2/20）や改憲を前面に立てた自民党総務会での運動方針案（2/21）の具体化が、徐々に各地方に現れつつある。

◆ 語るに落ちる 安倍首相の国会答弁

2/12 の衆院予算委員会で辻本清美（立憲民主）議員との質疑で首相のデタラメ答弁ぶりが露呈。

辻本議員の質問：「ならば、その改憲案が国民投票で否決されたら、自衛隊は違憲と確定するのか？」

安倍首相の答弁：「**必要な自衛**の措置を取り得ることは国家固有のこととして当然のことで、改憲案が否決されても自衛隊が合憲であることは変わらない」。

歴代政権が説明してきた自衛隊—「**必要最小限の自衛**」だけを任務とする自衛隊＝個別的自衛権だけをもつ自衛隊＝専守防衛の自衛隊 でした。

安倍首相の自衛隊—「必要最小限」から「最小限」を取り去って、「**必要な自衛**」＝集団的自衛権をもつ自衛隊（海外派兵される自衛隊）とする詐術まがいの解釈変更を行いました。これが辻本議員が質問した「その改憲案」であり、2014 年閣議決定→2015 年戦争法→2018 年「**必要な自衛のための自衛隊を保持する**」という自衛隊明記改憲案です。

安倍首相の頭にある「**必要な自衛**」の「自衛隊」明記案が国民投票にかけられて否決されれば、当然その「**必要な自衛**」の自衛隊（海外派兵される自衛隊）は違憲、が確定するはずですが、彼は自分の論理破綻に気が付かないのか？それともその場しのぎのゴマカシか？
ともかく、呆れ果ててしまいました（Yさん）

街宣活動のピラ配りを気持ちよく受け取っていただくには…

街宣活動で街往く方々に我々の思いをお伝えするにはどうしたら良いのでしょうか？

気持ちよく受け取っていただく環境（当方と相手の方との）づくりではないでしょうか？

これが意外と難しい。気持ちよく受け取っていただければ、読んでいただくことにつながります。私はピラ配りの絶好場駅の改札口前で待ち構えておりました。

丁度その時、北口広場から合唱団の歌声が響いてきました。曲はいつの間にか昔懐かしい「故郷」の曲です。その合唱は北口改札から出てくる乗降客を誘導しはじめました。「山は青き故郷、水は清き故郷」の詩歌に迎えられると、帰途につく乗客の皆様も、演奏や合唱に合わせてハミングしながらピラを受け取られ、また署名に心よく賛同しながら、やはり日本はいい国にしなけりゃ、と共感いただいたようで、家路に向われたようでした。今回のこんな素敵な出会いと触れ合いに、街宣活動で応援していただいた各9条の会の皆様に、厚くお礼申し上げます。（Xさん）

— 心から平和を願い、二度と戦争はイヤだ、の思い一筋で街頭宣伝に参加された切々たる思いが伝わってきました。

「茶論」への御投稿をお待ちしています。日頃思うこと、感じること等どんな話題でも結構です。気軽に御投稿ください。掲載時、投稿者は匿名扱いとします。

原稿は以下の世話人ポストへ放り込んでください：石田(松陽台 2-16-4 ☎46-0352)、赤沢(鳥見 2-5-1)、秋山(東登美 4-22-19)、藤田(西登美 4-17-4)、堀江(西登美 1-20-7)、宮田(鶴舞西 2-10-C505)、初谷(中登美 4-1 ローレル I -7-204)、森本(西登美 1-22-21)

登美ヶ丘九条の会

